

ネーミングライツの実施について

1 目的

地域貢献及び歳入確保に寄与することを目的に墨田区総合体育館及び墨田区総合運動場を対象にネーミングライツパートナーを募集する。

2 対象施設及び実施期間等

	対象施設名	実施期間	実施方法
1	墨田区総合体育館	6年間（令和6年4月1日から令和12年3月31日まで）	公募
2	墨田区総合運動場	5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）	公募（更新）

3 実施スケジュール

時期	内容
令和5年8月～9月	ネーミングライツパートナーの公募 募集期間：8月1日（火）～9月15日（金）
令和5年10月	選定委員会による書類審査（優先交渉者及び次点候補者を選定）
令和5年11月	優先交渉者との協議（協議不調となった場合、次点候補者と協議） ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
令和5年12月～ 令和6年3月	契約の締結、区民への周知 施設表示変更等の導入準備（看板・パンフレット等）
令和6年4月	愛称の使用開始

4 ネーミングライツ料

- (1) 墨田区総合体育館 年間1,000万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 墨田区総合運動場 年間100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

5 ネーミング掲載箇所一例

- (1) 墨田区総合体育館
- (2) 墨田区総合運動場（セミナーハウス）



ネーミングライツパートナーは、掲載箇所を上記以外にも提案可能であり、区と協議のうえ決定する。
その他、ホームページ・パンフレットの表示を変更する。

6 費用負担

看板の新設・表示変更及びパンフレットの表示変更は、ネーミングライツパートナーの負担とする。